

令和2年 第4回定例会

会期 12月2日(水)～8日(火)

12/2

一般質問

唐澤議員・寺嶋議員 (P6)
田代議員・井上議員 (P7)
内田議員・中野議員 (P8)
平野議員・南雲議員 (P9)

12/3

議案審議

発議 1 件(条例)
議案 7 件(条例・規約・契約)

委員会審査

産業厚生常任委員会(陳情・条例)
特別委員会(陳情)

12/4

議案審議

議案 10 件(陳情・指定管理・補正予算・専決処分)

委員会審査

総務文教常任委員会(契約・条例)

12/7

委員会審査

産業厚生常任委員会(陳情・条例・指定管理)
総務文教常任委員会(契約・条例)

12/8

委員会審査

産業厚生常任委員会(指定管理)

委員会審査

産業厚生常任委員会(条例)
総務文教常任委員会(契約)

議案審議等

事件撤回、議案 11 件(委員会報告、契約、条例、指定管理、同意、選挙)、諸般報告、継続審査等が行われ、閉会しました。

第4回定例会は、12月2日から8日までの7日間の会期で開催されました。陳情2件、発議1件、条例(新設2件・一部改正4件)、物品購入契約、指定管理者の指定、補正予算2件、同意3件を審議し、選挙2件を実施しました。

この内、総務文教常任委員会に3議案(事件撤回1件、追加提案1件を含む)、産業厚生常任委員会に4議案(追加提案1件を含む)を付託して審査をしましたが、追加提案の「松田町公園条例等の一部を改正する条例」は、産業厚生常任委員会で閉会中の継続審査となりました。その他定例会の概要を掲載します。

松田町生涯学習センター条例

総務文教常任委員会で継続審査

修正案・可決

議案第38号「松田町生涯学習センター条例」は、第3回定例会で上程され、質疑を行った後、総務文

員会を開催しました。教育課長及び担当職員の出席のもと、条例の本則を条ごとに、附則及び別表までの主旨などの説明を受け、松田町生涯学習センター条例施行規則への委任関係、現在の松田町民文化センター条例及び松田町立公民館条例との比較を交えて、質疑

員会を開催しました。教育課長及び担当職員の出席のもと、条例の本則を条ごとに、附則及び別表までの主旨などの説明を受け、松田町生涯学習センター条例施行規則への委任関係、現在の松田町民文化センター条例及び松田町立公民館条例との比較を交えて、質疑

を行って詳細に審査しました。審査の結果、本来条例で規定すべき事項を、条例施行規則に修正を加えて補完することにより、条例としての効果がある

議案第38号 松田町生涯学習センター条例

総務文教常任委員会報告書(抜粋)

審査の内容

審査の結果、本来条例で規定すべき事項を、松田町生涯学習センター条例施行規則に修正を加えて補完することにより、条例としての効果があると判断しました。

なお、次の項目について、強く申し入れをする。

- (1) 施設の使用承認は、不承認の手続きが難しく、大きな問題に発展する危険性があるので、でき得る限り明文化すること。
- (2) 使用料の全額免除は、一部を除いて原則廃止となるが、これは公的施設が民間施設に比べて廉価での使用料を設定していることを前提としているので、使用料の見直しの際は留意すること。また、現在の施設において全額免除としている団体等には、丁寧な説明をし、理解を求めること。
- (3) 長年親しんだ「松田町民文化センター」の名称を改めることに関し、町民等への丁寧な説明及びアンケート等実施し、理解を得るよう努めること。